

第5次中期経営計画  
(令和元年度～令和5年度)

公益財団法人茨城県企業公社

令和元年11月



## 目次

第1章	中期経営計画の趣旨	1
1	背景と目的	
2	計画期間	
3	方針	
	(1) 公益目的事業の推進	
	(2) 市町村支援の取り組み	
	(3) 技術力の強化	
	(4) 災害への取り組み	
	(5) 執行管理体制の構築	
第2章	現状と課題及び事業展開	2
1	公益目的事業（水道事業及び工業用水道事業）	2
	(1) 浄水場の運転管理業務	
	(2) 管路保守点検業務	
	(3) 水質管理・検査業務	
	(4) 維持管理・積算・監督補助業務	
	(5) 維持管理（小規模な修繕業務）の受託検討	
	(6) 水道工事監督補助業務	
	(7) 水道普及促進・啓発事業	
	(8) 労働安全衛生の強化	
2	県内市町村水道事業体の基盤強化支援	6
	(1) リサーチ	
	(2) 技術研修	
	(3) 漏水検知の支援検討	
	(4) 市町村水道事業体台帳整備の支援検討	
	(5) 体制作りの検討	
3	技術力の強化	6
	(1) 意識改革	
	(2) 資格取得	
	(3) 市町村水道事業の基盤強化支援へ向けた技術の習得	
	(4) 職員教育の改革	
	(5) 民間活用による機能強化	
4	危機管理対策	8
	(1) 災害訓練の実施	
	(2) 水道支援拠点事業体の活動支援	
	(3) 災害時の救援	
5	計画の進行管理	9

第3章	資料編	10
1	組織体制	10
2	経営状況	11
3	第4次中期経営計画数値目標達成状況	12
4	第5次中期経営計画の事業展開表	13
5	第5次中期経営計画数値目標	15

## 第5次中期経営計画（令和元年～5年度）

### 第1章 中期経営計画の趣旨

#### 1 背景と目的

公益財団法人茨城県企業公社は、安全・安心な水の安定供給に資する水道施設の管理運営及び水道の普及促進等により、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援し、県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与することを目的に、平成2年6月に財団法人として設立され、平成24年4月から公益財団法人に移行し現在に至っている。

この間、第1次中期経営計画（平成11～15年度）、第2次中期経営計画（平成17～23年度）、第3次中期経営計画（平成24～26年度）、第4次中期経営計画（平成27～31年度）を策定し、県企業局が所管する浄水場の運転管理、保守点検、水質検査、水道工事監督補助及び水道の普及促進のための啓発事業等を受託してきている。

現在の水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及に伴う水道使用水量の減少、水道施設の老朽化の進行、改築更新の遅れ、自然災害による水道被害の多発、水道事業に携わる職員数の減少等の課題に直面し厳しい状況にある。国においても、これらの課題に対応し水道の基盤強化を図るため、水道法の一部が改正されたところである。（平成30年12月公布、令和元年10月施行）

このような社会情勢の変化に柔軟に対応し、企業公社の基盤強化、さらには県内各水道事業体の基盤強化支援を図ることを目的として、第4次中期経営計画の期間中であるが、前倒しで第5次中期経営計画を策定する。

#### 2 計画期間

令和元年度（2019年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）までの5ヵ年の計画とする。

#### 3 方針

##### （1）公益目的事業の推進

浄水場の運転管理、管路保守点検、水質管理・検査、工事監督補助、水道普及促進・啓発事業等、従来からの事業は確実に遂行していくとともに、霞ヶ浦浄水場における「新しい高度浄水処理施設」や改築更新後の施設についても、安定した運転管理を滞りなく遂行できるように体制を強化していく。

##### （2）市町村支援の取り組み

県内各市町村の水道事業においても、水需要の減少、施設の老朽化、人材不足等、多くの課題に直面している。これらの課題をニーズと捉え、企業公社の技術力を活かしながら、新たな事業として県企業局とともに支援に取り組んでいく。

##### （3）技術力の強化

県企業局の浄水場運転管理業務等だけでなく、県内市町村水道事業体の基盤強化支援等の新たな

事業を展開するため、公社職員の意識改革に取り組んでいく。

また、企業公社の競争力を高め、公社を取り巻く環境の変化に対応していくため、職員の資格取得を進めるとともに、市町村における浄水場更新や運転管理を支援することを想定し、運転・維持管理、水質管理、工事監督等、必要な知識と技術を幅広く計画的に習得していく。

更に、従来業務（浄水場の運転管理業務等）を確実にやりながら、市町村支援等の新規事業拡大に対応していくため、職員教育の改革による自己研鑽の推進と、各研修や講習会を系統立てて実施していく。

#### （４）災害への取り組み

大地震や豪雨をはじめとした、災害に対するリスクマネジメントを充実させるため、災害対策基本マニュアルやBCPを継続的に改善・更新すると共に、実効性のある災害訓練を定期的を実施していく。

また、水道支援拠点事業体等の活動支援や、災害時の救援活動等、自然災害や大事故発生時に臨機応変に対応できる組織を整えていく。

#### （５）執行管理体制の構築

中期経営計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、経営調整会議により経営計画の実行状況について毎年末に評価するとともに、公社を取り巻く状況の変化に適合しなくなった計画を、臨機応変に見直す体制を構築していく。

## 第２章 現状と課題及び事業展開

### １ 公益目的事業（水道事業及び工業用水道事業）

#### （１）浄水場の運転管理業務

県企業局の所管する１１浄水場のうち１０浄水場の運転管理業務を受託し、安全で安心できる水道水を安定的に供給することに努めている。

浄水場の主たる水源である霞ヶ浦や北浦は、湖沼特有の現象である生物由来の高濃度臭気原因物質や凝集沈殿処理障害が発生し、水源水質の変動が大きい。また、利根川や那珂川は、台風や大雨による水質の急変や、異常気象による塩分遡上、上流からの水の放流による臭気原因物質や油等の汚染の影響を受けやすい。

このため、県企業局では、水源の状況に応じて高度浄水処理施設（生物処理、活性炭処理、オゾン処理）を導入しており、公社では水源や水処理施設の特性を理解し、浄水場の運転管理を約３０年にわたり受託し、安全で安心な水の安定供給を支えてきた。

浄水場での運転管理業務内容は、浄水場中央管理室における機器操作や監視業務、薬品注入設備機器の操作や監視業務、場内施設や場外施設の巡視業務、軽微な修繕を含む施設の維持管理業務である。

浄水場における運転管理体制は、交代制勤務であり、勤務体制については、霞ヶ浦、鹿島、関城、水海道、水戸の５浄水場は３人勤務５班体制で、利根川、阿見、鰯川、新治、涸沼川の５浄水場は２人勤務５班体制で業務を実施している。

上記10浄水場以外でも、那珂川浄水場においては2人5班体制での運転管理業務を受託していたが、県企業局の民間活力導入の方針の下、2016年度より運転管理業務が民間業者への委託となったため、3年の移行期間を設け、期間中は運転管理業務を共に行いながら、緊急時の対応等を含めた、運転管理・保守点検業務の技術指導を行い、2018年度に業務の移行を完了した。

今後、浄水場の運転管理を行う職員には、施設の老朽化や経年劣化による故障、異常気象や事故による突発的な水質悪化、老朽化した施設の更新や、水処理における技術革新による新しい処理技術の導入等への対応が必要であり、今まで以上の技術力が求められる。

特に、霞ヶ浦浄水場における「新しい高度浄水処理施設」については、現在公社から1名が専属職員として配置されており、今後、実施設が導入される際には、専門知識を持つプロパー職員がさらに必要となる。

そのため、社内での専門部会や研修会を実施し、専属職員の経験や知識を公社内で広く共有することでプロパー職員を養成し、実施設の安定した運転管理に向けた体制を整えていく。

また、施設の改築更新時には、施設の運転管理の実務を担う企業公社のノウハウを生かし、計画段階から参画の上、より使いやすい効率的な施設となるよう、詳細な部分まで提案・協議調整できるようなスキーム作りを目指すと共に、既設及び更新施設の全体を見ながら、水処理の安全を最優先として施設の運転や切替等を行うことができるよう改築更新の専門家を養成していく。

さらに、施設の改築更新年度に合わせて一時的に事業所の人員数を調整する等、環境の変化や公社への要望に対して柔軟に対応できる組織体制を整えていく。

## (2) 管路保守点検業務

県企業局が所管する11浄水場においては、上水道管および工業用水道管、合わせて1,500kmを超える導送配水管路を有している。

企業公社では、そのすべての浄水場の導送配水管路の管路保守点検を受託しており、管路の巡視点検を月2回行うと共に、その管路上に敷設された約7,000基に及ぶ弁類の保守点検（空気弁約4,000基の分解点検を含む）を年1回実施している。

現在、管路の一部では老朽化が進み、漏水等の危険が高まっているため、今後も、管路の巡視点検と弁類の保守点検を確実に実施し、大規模な漏水事故を未然に防止していく。

また、耐震管への切り替えや広域連絡管の敷設が進むことで、点検弁数や管路延長が増加し、業務量の増大が予想される一方、保守点検業務に従事する人材確保も困難となってきている。

その対策として、管路班を段階的に常勤として運転管理要員と一体化し、その中から管路保守点検業務に係る責任者を置いて、ローテーション制で管路班を編成する等、柔軟な組織体制を構築していく。

なお、管路保守管理技術の共有と向上を目的として、管路班の持つ専門知識を動画やマニュアルで標準化するとともに、公社内で積極的なOJTと技術研修を行っていく。

さらに、県企業局の持つ管路台帳をデータ化し、現場に行く際はタブレットを活用することで現場と浄水場の速やかな情報共有と業務の効率化を図ること等を検討していく。

## (3) 水質管理・検査業務

水道は常に水道水の水質基準に適合した安全で良質な水を提供することが求められている。

そのため、水質管理事業所では水質検査業務として、水道法に基づいた水質検査と、市町村との共同検査に伴う水質検査、取水原水の水質検査及び耐塩素性病原微生物検査、霞ヶ浦水源調査に関する水質検査などを行っている。

なお、県企業局水質管理センターは「水道G L P 認定検査機関」であり、水質管理事業所の職員は、水質基準項目（51 項目）の検査員登録を受け、水質検査に従事するとともに、検査結果報告書の点検、検査員資格審査に係る審査員や分析機器メーカーによる点検立ち合い等の業務にも携わっている。

近年、水質基準項目等の分析には高い精度が求められている。新しい分析機器の導入や更新が進み、検査方法も年々見直される中で、水道G L P 検査担当者の数値目標を確保することを含め、より一層の分析技術の向上を目指していく。

また、水質管理業務については、県企業局の所管する11 浄水場のうち2つの浄水場（霞ヶ浦、関城）に職員を配置、県企業局及び公社の運転管理職員と連携しながら、原水や浄水処理工程の水質管理を行っている。（霞ヶ浦と関城以外の9つの浄水場における水質管理は民間へ委託されている）

水質管理業務は、日々の原水及び水処理工程の水質変化を全体的に管理することで、浄水処理の安定化・効率化に寄与しており、浄水場の水質管理と運転管理を併せて行うことで、水質変化や異常があった場合、運転管理に速やかに反映できることが公社の強みである。

今後は、水質管理事業所との密接な関係を構築し、県企業局が運営する浄水場全体の水質を的確に管理し、運転管理に速やかに反映することを目的として、主要4 浄水場（霞ヶ浦、鹿島、関城、水戸）の水質管理業務を公社が担えるよう、技術力及び組織体制の充実に努めていく。

#### （4）維持管理・積算・監督補助業務

那珂川浄水場においては、2019 年度より、県企業局の行っている浄水場コア業務の一部（薬品等発注・入在庫管理業務、備消耗品の発注業務、修繕工事及び業務委託の積算・監督・養生・機器操作業務等）を維持管理・積算・監督補助業務として企業公社が受託し、県企業局で実務研修生として学んだプロパー職員が業務を担い、浄水場の安定した維持管理に努めている。

今後、県企業局からの受託拡大に対応できるよう、実務研修生として実績があるプロパー職員を増やしていくとともに、浄水場の運転管理を熟知する職員として、若手企業局職員が浄水場の水処理等について学ぶことをサポートし、運転管理技術の継承を進め、局職員との連携を図っていく。

#### （5）維持管理（小規模な修繕業務）の受託検討

現在、浄水場施設の修繕業務は、浄水場におけるコア業務として県企業局が行っている。

今後は、故障発生時の早期修繕対応による安定した水処理の継続と、局職員の業務負担軽減のため、修繕業務のうち小規模なものを、運転管理業務に含めて受託し、設備が故障した際の初期対応と、直営時の修繕資材調達及び修繕を公社でも行えるよう県企業局と検討していく。

#### （6）水道工事監督補助業務

県企業局において、水道事業に係る土木工事等に携わった職員が大量退職する中、十分な補充はされず、また補充する職員も水道事業経験の少ないこともあり、公社において、経験を有する県〇

B職員を確保し、水道事業に係る土木工事等の監督補助業務を行っている。

今後も、浄水場施設の更新、管路の耐震化・更新工事等が継続される見込みであり、県企業局において水道事業に係る土木工事の経験を持つ職員が減少傾向にあることから、公社として現在の監督補助業務体制を維持できるよう、経験豊富な技術者の確保に努めていく。

#### (7) 水道普及促進・啓発事業

企業公社設立目的の一つに水道普及促進があり、県企業局等と一体となり、水道週間や、各市町村等の産業祭、その他各種イベント等においてキャンペーンを実施している。

また、小学校高学年の子供とその親を対象に、水処理過程を再現する水づくり実験や浄水場の施設見学と、水に親しむイベントを組み合わせた、夏休み親子水道教室を毎年開催している。

さらに、鹿行地区等の小学校を対象とした水道出前教室を実施するとともに、水道水源を対象とする清掃大作戦に積極的に参加し、県民意識啓発に努めているところである。

しかし、平成29年度末の本県の水道普及率は94.6%と全国で36位である。広域別では、県北広域圏の98.7%が最も高いが、それ以外は、鹿行広域圏の88.3%、県南西広域圏の93.4%、県中央広域圏の96.9%と、全国平均の98.0%を下回っている状況にある。

今後は、水道普及率向上及び水道水源保全に関する県民の意識啓発に努めていくとともに、水道の直面する課題（水需要・収入の減少、専門職員の減少、施設の老朽化、耐震管更新の遅れ等）への取り組みについても理解を求めていくため、水道普及啓発活動業務の内容を検討し、より目的に沿った催事内容に改善していく。

また、水道普及啓発や水源保全に係るイベントを、水道週間等に合わせて自主事業で企画運営するとともに、SNSや動画配信サービス等を活用し、県民へ効果的に発信できる機会を検討していく。

#### (8) 労働安全衛生の強化

浄水場の運転管理業務等においては、電気・機械設備に係る作業、ろ過池等での高所作業、酸素欠乏の恐れのある弁室等での作業、水処理薬品類の取り扱い、水質検査試薬の取り扱い等、労働災害の危険性を含んだ様々な作業を行っている。

業務の安全性を確保し、労働災害を未然に防止するため、本社及び事業所においては業務課長または事業所長代理を安全衛生推進者に選任し、安全衛生計画を立案、業務引継ぎ時や作業前のKY活動の励行、OJTによる安全衛生教育等を行い、安全衛生を推進している。又、年1回実施する安全衛生調査では、本社職員と安全衛生推進者が参加して各事業所の安全衛生状況を多数の視点でクロスチェックを行い、施設環境整備や業務改善等にも努めている。

今後、さらなる労働安全衛生の強化に努めるため、所長代理（安全衛生推進者）以外のプロパー職員にも、安全衛生推進者養成講習を受講させ、労働安全衛生推進者になり得る人材育成を計画的に図っていく。

また、浄水場におけるリスクアセスメントに係る技術習得のため、日本水道協会が主催する水道事故防止研修会等へ積極的に参加していく。

## 2 県内市町村水道事業体の基盤強化支援

### (1) リサーチ

水道事業の運転管理業務・設備更新対応、技術者不足等の課題を、県内市町村水道事業体へリサーチし、公社としてどのような支援ができるか、その支援策を提案する足掛かりとしていく。

また、県企業局がとりまとめた「将来に向けた水道事業の基盤強化に関する調査研究」の結果を基に、関係部署と連携し、市町村の水道担当課や浄水場へ出向き、公社の視点（特に浄水場運転や水質管理、工事設計の経験者としての目線）で話を伺うことで、課題の抽出を行っていくとともに、水道普及イベントや市町村水道事業担当者への研修会等を通じ、公社の出来る支援について広報していく。

### (2) 技術研修

本県の水道事業を担う水道技術者の育成に貢献することを目的とした、市町村水道事業担当者向けの研修会を企画運営しており、今後も、同様の研修会を開催していく。

また、市町村水道事業体の基盤強化支援の一環として、リサーチした水道事業者のニーズに対し、県企業局浄水場や、建設技術研修センターなどを活用し、要望に沿った研修を企画・運営する。

なお、研修内容を充実させるため、水処理に係る基本的な運転管理や水質管理の動画資料を作成して、新採職員への教材としたり、他県の水道に関わる技術センター等を見学・視察し、企画・運営ノウハウを学び習得できるよう検討していく。

### (3) 漏水検知等の支援検討

管路巡視では発見できない管路の損傷や漏水を、軽微な段階で速やかに発見・対処し、水道水の安定供給に貢献するとともに、市町村水道事業者の有収率向上を支援するため、日本水道協会や民間企業、先進都県市等の主催する研修会等へ参加し、地中漏水を発見する技術（漏水検知・調査技術等）の習得に努めていく。

### (4) 市町村水道事業体台帳整備の支援検討

水道法の改正により、水道施設を適切に管理するため、水道事業体等に水道施設の台帳整備を行うことが義務付けられており、今後3年で整備を完了しなければならない。

企業公社では、水道事業体の台帳整備を支援するため、県企業局が使用する水道施設台帳管理ソフトの使用・入力方法など、必要な技術と知識を習得するとともに、市町村水道事業体へリサーチした結果を基に、機器情報の収集、台帳入力等、公社のできる支援方法を検討する。

### (5) 体制作りの検討

市町村水道事業体の基盤強化支援を確実に遂行するため、リサーチ結果を踏まえ、公社内での担当部所について検討を進めていく。

## 3 技術力の強化

### (1) 意識改革

公社は、県企業局の浄水場運転管理業務等を永年にわたって受託しており、優れた技術力やノウ

ハウが蓄積されているが、公社を取り巻く対外的な情報を得る機会が少ない。今後は、現在受託している業務だけでなく、新たな事業として「県内市町村水道事業体の基盤強化を支援していく」という考えに立ち、公社を取り巻く対外的な情報も積極的に吸収していくよう、公社職員の意識改革に取り組んでいく。

具体的には所長会議，所長代理会議，技術向上推進会議などを活用し，公社職員に対して県内各市町村水道事業を取り巻く状況を広く周知し，市町村支援の必要性について理解を深めていく。

また，県企業局や水道事業体OBを講師に招き，プロパー職員を対象として，企業公社を取り巻く環境の変化と求められる役割や，今の水道事業体の懸案事項等を議題とした勉強会を積極的に開催するとともに，水道に関する新しい情報，共有すべきデータはクラウド上の情報掲示板を活用する等，市町村の現状や基盤強化支援につながる意識改革に取り組む。

それにより，以下に示す資格取得や技術の習得に積極的に取り組んでいく環境づくりを進めていく。

## (2) 資格取得

現在の公社は，県企業局浄水場の運転管理を受託するにあたり，ほとんどの一般職員が20年以上の実務経験と水道に関する多くの知識を有しており，衛生的で安全な飲料水を供給するため，水道設置者と協力して，技術面の責任者として水道の維持管理を行う，水道技術管理者となれる資格要件を備えている。

また，第4次中期経営計画において，水道施設管理技士浄水2級や第1種電気工事士などの資格取得の目標を設定し，研鑽してきた結果，それぞれの資格取得人数は目標に達する見込みであり，浄水場の適正な運転管理を行うのに十分な体制となっている。

今後は，更に公社が持つ技術力を向上し，民間との競争力を高め，施設の更新や新たな技術の導入，市町村水道事業の支援等，公社を取り巻く環境の変化に対応していくため，職員の資格取得を進めるとともに，技術向上推進会議等においてサポート体制を整えていく。

特に水道施設管理技士については，浄水1級取得者を主要4水道事務所に配置することができるよう資格取得を推進していく。

また，県企業局から浄水場におけるコア業務を含む包括受託，市町村の浄水場運転維持管理受託等，市町村への支援を想定し，水道施設管理技士浄水2級及び3級の他，第2種及び第3種電気主任技術者や第1種電気工事士等も重要な資格と考え，取得を進めていく。

## (3) 市町村水道事業の基盤強化支援へ向けた技術の習得

市町村における浄水場更新や運転管理を支援することを想定し，運転・維持管理，水質管理，工事監督等，必要な知識と技術を幅広く計画的に習得していくため，運転管理と水質管理等の社内人事交流や，県企業局への実務研修制度の拡充を進めるとともに，水道工事監督補助者からのOJTにより技術継承していく。

また，人口減少社会においても水道事業が健全に持続できるよう，経営計画への理解力を高めていくため，県企業局職員による水道事業の基本的事項や料金改訂等に関する研修会を検討していく。

なお，県企業局発注の施設改築更新工事等において，コンサルタントとの業務打合せに当公社職員も同席する機会を設け，コンサルタントとの折衝能力を高めていく。

#### (4) 職員教育の改革

今後、公社が浄水場運転管理業務等の従来業務を確実にを行いながら、新規事業として市町村水道事業体の基盤支援等を行っていくため、入社3年で担当業務を十分にこなせるよう、職員教育の改革を図っていく。

そのため、現場におけるOJTと新任職員研修や嘱託職員研修等のOFF-JTを充実させるとともに、新任職員へのトレーナー制度、eラーニングを活用した教育や研修、効果測定の導入を検討していく。

また、新任職員研修や嘱託職員研修（採用3年の嘱託職員が対象）等を計画的に実施するとともに、所長会議、所長代理会議、技術向上推進会議などを活用した勉強会を積極的に開催していく。

なお、中堅職員については、新たな水道技術や知識、研修企画・運営に関する専門家を積極的に活用しながら、幅広い意見・知識・能力などをまとめあげる力（統合性）を磨くとともに、対外的な論文発表等を積極的に行っていく。

#### (5) 民間活用による機能強化

今後の公社に必要な知識や技術力を吸収し、公社の機能を強化するとともに、市町村水道事業体の基盤強化支援を新たな事業として展開するため、浄水場の工業計器や水質機器、今後導入される可能性のある新しい水道技術等について豊富な知識を有する、民間OBの活用を検討していく。

また、市町村水道事業体へのリサーチ結果を踏まえながら、浄水場運転管理や災害対策のノウハウ等、現状の公社が持つ技術と経験で直営支援ができる部分と、漏水検知や使用水量検針業務等、現状では直接支援できない部分を選別し、直接支援が難しい部分においては、民間の力を活用しながら、公社が技術を吸収することで、直接支援のできる範囲を広げるよう検討していく。

### 4 危機管理対策

#### (1) 災害訓練の実施

県企業局の実施する災害対策訓練に参加するとともに、公社独自に地震等災害時を想定した実効性のある災害訓練を実施し、災害対策基本マニュアルやBCP（業務継続計画）の見直し等、リスクマネジメント能力の充実を積極的に図っていく。

#### (2) 支援拠点水道事業体の活動支援

県企業局の中継水道事業体、支援拠点水道事業体等の活動に係る支援として、県企業局の持つ緊急資材の在庫管理・搬入搬出・発注等と、緊急資材倉庫、緊急対応物資拠点等の管理運営を検討していく。

#### (3) 災害時の救援

東日本大震災時には、自衛隊OBの公社職員が、給水車や大型自動車の運転手として給水所や病院等を回って支援を行った。今後も、災害時等に臨機応変に対応できる組織としていくため、大型自動車免許等災害時に必要となる資格所有者を把握し、県企業局と一体となって災害時には速やか

に支援できる体制を整えていく。

## 5 計画の進行管理

中期経営計画については、公社一丸となって事業を確実に推進するとともに、各年度の進行管理は、県企業局職員を加えた経営調整会議により、評価及び改善提案を行っていく。

また、公社を取り巻く環境の変化により、計画変更を余儀なくされる場合は、計画の精査及びその要因を明らかにしつつ、臨機応変の対応により、更なる公益目的事業推進の実現を図っていく。

### 第3章 資料編

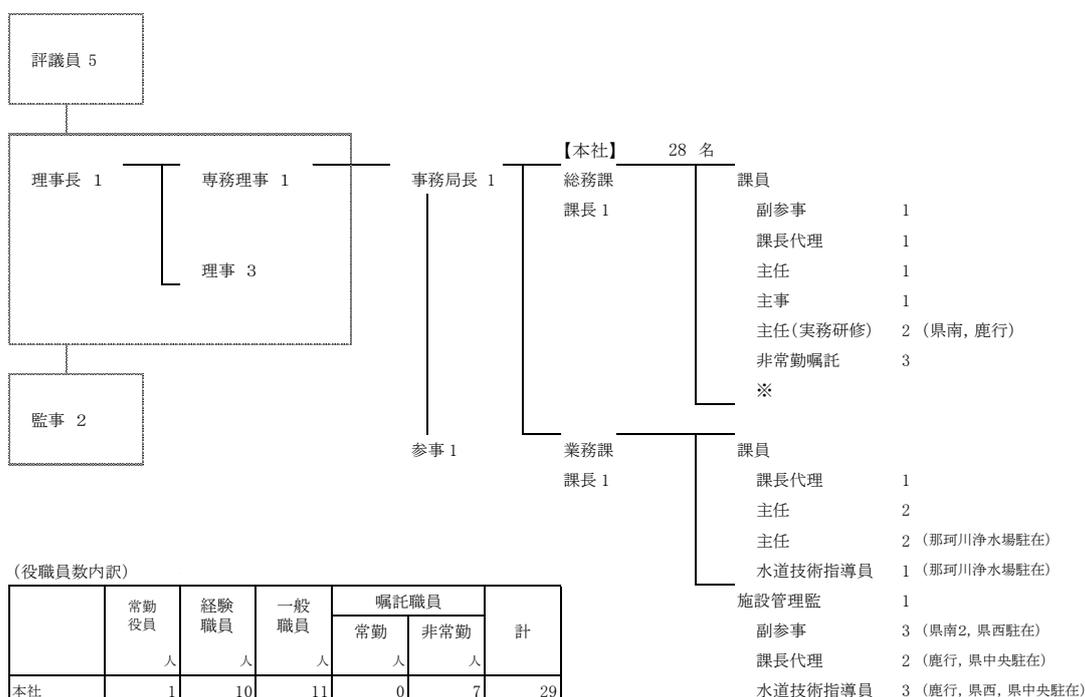
#### 1 組織体制

企業公社の組織は、5名の評議員で構成される評議員会と、評議員会で選任された理事5名をもって構成される理事会及び監事2名をおいている。

理事会は、理事長1名と常勤の専務理事をおき、その下に事務局をおいている。事務局は、本社に総務課及び業務課の2課、出先機関は県南事業所など11事業所をおいている。職員数は、職員77名、嘱託職員162名の239名である。

なお、理事や監事、評議員の選任については、県職員の兼職を減じるとともに、民間出身者を選任するなどして、経営の透明性を高めてきた。

＜公益財団法人茨城県企業公社組織図＞（令和元年9月1日現在）



(役職員数内訳)

	常勤 役員 人	経験 職員 人	一般 職員 人	嘱託職員		計
				常勤 人	非常勤 人	
本社	1	10	11	0	7	29
出先機関	—	7	49	131	24	211
計	1	17	60	131	31	240

※臨時職員を除く

【出先機関】 211 名

※	県南事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 21 ( 経験 1 一般 4 )	常勤 13 非常勤 3 )
	利根川事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 16 ( 経験 1 一般 3 )	常勤 11 非常勤 1 )
	阿見事業所	( 副参事兼事業所長 1 所長代理 1 )	所員 16 ( 経験 1 一般 3 )	常勤 10 非常勤 2 )
	鹿行事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 27 ( 経験 1 一般 4 )	常勤 17 非常勤 5 )
	鰯川事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 14 ( 経験 0 一般 4 )	常勤 10 非常勤 0 )
	県西事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 20 ( 経験 1 一般 3 )	常勤 14 非常勤 2 )
	新治事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 16 ( 経験 0 一般 4 )	常勤 10 非常勤 2 )
	水海道事業所	( 副参事兼事業所長 1 所長代理 1 )	所員 22 ( 経験 1 一般 3 )	常勤 15 非常勤 3 )
	県中央事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 21 ( 経験 0 一般 5 )	常勤 13 非常勤 3 )
	潤沼川事業所	( 事業所長 1 所長代理 1 )	所員 16 ( 経験 0 一般 5 )	常勤 9 非常勤 2 )
	水質管理事業所	( 副参事兼事業所長 1 所長代理 2 )	所員 22 ( 経験 1 一般 11 )	常勤 9 * 非常勤 1 )
			所員 211 ( 経験 7 一般 49 )	常勤 131 非常勤 24 )

\* 一般11のうち駐在5(県南3, 県西2) 嘱託8のうち駐在1(県南1)

## 2 経営状況

企業公社の経営状況は、県企業局と一体となった浄水場の運転管理が主体であるが、管路の保守点検事業は、浄水場の運転管理と一体で管理することが水道用水の安定的な供給に資することから順次企業公社が実施することとしてきた。更に、水道施設更新・耐震化の促進を行うため、水道工事監督補助業務も徐々に拡大してきた。このため若干ではあるが経常収益及び経常費用とも年々増加している。

(単位：千円)

区分	平成30年度決算
一般正味財産	
経常収益	1,470,533
経常費用	1,470,109
増減額	424
経常外収益	0
経常外費用	1
増減額	△1
一般正味財産増減額	423
期首残高	93,686
期末残高	94,109
指定正味財産	30,000
正味財産期末残高	124,109

### 3 第4次中期経営計画数値目標達成状況

技術力強化（平成27年度～31年度）

項目	資格・講習等	対象者等	目標取得数 (平成31年度末)	平成26年度末	平成30年度末	
資格等	水道施設管理技士（浄水2級）	一般職員（52名）	75%（39名）	50%（26名） （平成25年度末）	75%（39名）	
	産業廃棄物処理施設技術管理者（中間処理）	〃	60%（31名）	37%（19名）	61%（32名）	
	危険物取扱主任者（乙種第四類）	〃	80%（42名）	60%（31名）	76%（40名） ◇令和元年10月に目標達成	
	第1種電気工事士	一般職員（40名） （水質管理担当職員除く）	70%（28名）	68%（27名）	75%（30名）	
	エネルギー管理員講習	〃	100%（40名）	83%（33名）	100%（40名）	
特別教育 （社内教育）	クレーン取り扱い業務等特別教育	クレーン運転手を必要とする事業所の嘱託職員	毎年度未受講者全員に対し教育実施		100%	
水質検査等	水道GLP検査登録者	水質管理 担当職員	一般項目	各項目（8→7項目）※1 対象者全員（15名）	92%（110/120項目・名）	93%（98/105項目・名） ◇H31年度末達成の見込み
			細菌・機器 分析項目	各項目（15項目） 対象者の1/3（5名）以上	33%（5/15項目）	73%（11/15項目） ◇H31年度末達成の見込み
危機管理能力の強化	非常時を想定したOJTの実施	各事業所職員	年7回以上		年7回以上	

※1：目標設定時は8項目であったが、平成27年以降7項目となる。

労働安全衛生強化

項目	実施内容等	目標	実績（労災事故件数）			
			H27	H28	H29	H30
労働災害	労働安全衛生調査を年1回実施 これまで調査員は本社職員及び対象となる事業所職員のみであったものを、当該事業所以外の安全衛生推進者を参加させ、保安具の管理状況、施設の危険箇所等、労働災害につながるリスク要因の特定を多数の視点からクロスチェックする体制を整え、労働災害ゼロへの目標を推進する。	毎年度 労働災害ゼロ	2	0	0	1



第5次中期経営計画の事業展開表 (2/2)		<PLAN>	<DO> 目標 (定性及び数値)	
第2章 事業展開	2 県内市町村水道事業体の基盤強化支援	(1) リサーチ	<p>県企業局がとりまとめた「将来に向けた水道事業の基盤強化に関する調査研究」の結果をもとに、関係部署と連携し、市町村の水道担当課や浄水場へ出向き、公社としてどのような支援が可能かリサーチしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県企業局他との情報化共有</li> <li>・市町村へのリサーチ スケジュール作成</li> </ul> <p>目標：用水供給先の全ユーザー</p>
		(2) 技術研修	<p>県企業局浄水場や建設技術研修センターなどを活用し、リサーチした水道事業者のニーズに沿った技術研修会の企画・運営を図っていく。 なお、研修内容を充実させるため、他県の先進的な水道研修センターへの視察及び公社における既存の研修資源の活用も積極的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの解析と研修会の企画案作成</li> <li>・先進的な研修センター等の視察</li> </ul>
		(3) 漏水検知等の支援検討	<p>市町村水道事業者の有収率向上を支援するため、日本水道協会やその他関連機関の研修会に参加することで、漏水探知に関わる知識、技術の習得に努めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会への参加計画作成</li> <li>・技術習得者の育成</li> </ul>
		(4) 市町村水道事業体台帳整備の支援検討	<p>水道事業体の台帳整備を支援するため、企業局と一体になり、公社の浄水場運転管理技術の経験を活かしたリサーチを心掛け、公社のできる支援方法の検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援策（案）の作成</li> </ul>
		(5) 体制作りの検討	<p>基盤強化支援を確実にを行うため、組織体制・担当部所についての検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画進捗を踏まえた担当者、部署の決定</li> </ul>
	3 技術力の強化	(1) 意識改革	<p>これまでの公社業務に特化した職員の意識を、県内市町村水道事業体への貢献を意識する取り組みとして、既存の会議の活用、勉強会などを通し推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画の作成</li> </ul>
		(2) 資格取得	<p>水道施設管理技士、電気主任技術者、電気工事士など、有資格者の拡充と更なる上級の資格取得を推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次計画の数値目標の見直しにより継続 <b>(別紙数値目標一覧参照)</b></li> </ul>
		(3) 基盤強化支援へ向けた技術の習得	<p>支援に必要となる技術習得のため、公社内、企業局、浄水場更新等コンサルタントの打ち合わせ機会など研修資源を積極的に活用していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画の作成</li> </ul>
		(4) 職員教育の改革	<p>職員教育の改革について、ojt,off jtの充実、トレーナー制度及びeラーニングを活用した教育や研修、効果測定の導入などを進める。 中堅職員には知識、スキル、意識の更なる向上を目指し、専門家の活用、対外的場での論文発表など、自己啓発につながる動機付けの場を積極的に計画していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画の作成</li> <li>・人材育成の方針案を作成</li> <li>・eラーニングの活用 <b>(別紙数値目標一覧参照)</b></li> </ul>
		(5) 民間活用による機能強化	<p>浄水場に係わる設備機器、新しい水道技術等について豊富な経験を有する民間OBの活用を検討する。 市町村支援について、公社単独で可能となる部分とそうでない部分の見極めを進め、民間活用によりその範囲拡大を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能強化方針策の作成</li> <li>・方針策に基づく計画案の作成</li> </ul>
	4 危機管理対策	(1) 災害訓練の実施	<p>企業局の災害訓練に参加するとともに、公社単独による災害訓練の実施により災害対策基本マニュアルやBCPが、より有効に機能するよう改善を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社単独の訓練案の作成</li> <li>・訓練の実施計画の作成</li> </ul>
		(2) 水道支援拠点事業体の活動支援	<p>県企業局の持つ緊急資材の在庫管理・搬入搬出・発注等と、緊急資材倉庫、緊急対応物資拠点等の管理運営など、公社による支援を検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県企業局との調整会議開催</li> <li>・会議結果に基づく推進案の作成</li> </ul>
		(3) 災害時の救援	<p>災害時支援に必要となる大型自動車免許など、有資格者の把握、災害時に速やかに支援できる体制の整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公社有資格者表の見直し</li> <li>・支援方針案の作成</li> </ul>
	5 執行管理体制の構築	PDCAサイクルの実施	<p>県企業局職員を加えた経営調整会議により、各年度末の進捗状況を明確にしつつ、確実な事業計画の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCA実施計画の策定</li> </ul>

## 5 第5次中期経営計画数値目標

技術力強化（令和元年度～5年度）

項目	資格・講習等		対象 (平成31年4月1日時点)	現状 (平成30年度末)	目標 (令和5年度末)
資格等	水道施設管理技士	浄水1級	一般職員(37名) (H31.4.1時点で受験資格がある職員)	0% (0名)	10% (4名)
		浄水2級	一般職員(51名) (H31.4.1時点で受験資格がある職員)	76% (39名)	85% (44名)
	産業廃棄物処理施設 技術管理者	中間処理施設	一般職員(45名) (運転管理担当職員)	71% (32名)	90% (41名)
		最終処分場	一般職員(12名) (水質管理担当職員)	8% (1名)	30% (4名)
	危険物取扱主任者(乙種第四類)		一般職員(57名) (運転管理及び水質管理担当職員)※1	70% (40名)	80% (46名)
	第1種電気工事士		一般職員(45名) (運転管理担当職員)	67% (30名)	80% (36名)
	電気主任技術者	第2種	一般職員(15名) (運転管理担当職員のうち電気工学に 関する学科を修めた者)	7% (3名)	8% (4名)
第3種		93% (14名)		100% (15名)	
水質検査等	水道GLP検査登録者		水質管理 事業所職員 (15名)※2	一般項目 (7項目) 93% (15名×7=105項目のうち延98項目)	100% (対象者全員, 全7項目)
			細菌・機器分析項目 (15項目)	73% (対象者のうち5名以上, 11/15項目)	100% (対象者のうち5名以上, 全15項目)
嘱託職員の 技術力強化	eラーニング活用による基礎教育		嘱託職員		年1回以上
危機管理能力 の強化	非常時を想定したOJTの実施		11事業所	各事業所 年7回以上	各事業所 年8回以上

※1 一般職員(57名): 運転管理担当(45名), 水質管理担当(12名)

※2 水質管理事業所職員(15名): 一般職員+嘱託職員

労働安全衛生強化

項目	実施内容等	目標
労働災害	労働安全衛生調査及び安全衛生推進者会議を年1回実施。 安全衛生推進者養成講習, 水道事故防止研修会等受講。	毎年度労働災害ゼロ